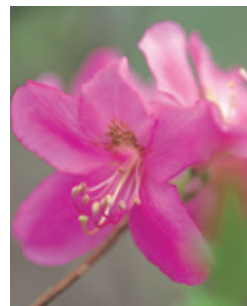




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



令和4年赤井川村成人式／2022年1月9日

02 議会だより

06 トピックス 弱点克服学習会・地域おこし協力隊員着任 ほか

07 むらの事件簿 赤井川消防団表彰受賞者・余市警察署だより 違法・迷惑駐車防止 ほか

08 健康支援センターだより 4月がん検診のお知らせ・運動教室開催日残りわずかです！ ほか

10 お知らせ伝言板 確定申告・村道民税申告の受付・北海道新幹線トンネル工事状況 ほか

16 赤井川村写真館・編集後記

2022

2

No. 681

議会だより

臨時会報告

令和3年第3回臨時会が11月22日に開催されました。審議内容を要約してお知らせいたします。

【審議結果】

○補正予算案

(以下3本専決処分)

・一般会計補正予算(第6号)

全員賛成で原案承認

・一般会計補正予算(第7号)

全員賛成で原案承認

・一般会計補正予算(第8号)

全員賛成で原案承認

・一般会計補正予算(第9号)

全員賛成で原案可決

○その他

・地域公共交通バス車両購入契約の締結について

全員賛成で原案可決

・赤井川村構造改善センター(赤井川村保養センター)の指定管理者の指定について

全員賛成で原案可決

全員賛成で原案可決

・赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定について

賛成 連、曾根、辻、川人、湯澤、山口 6人

反対 能登 1人

※議長は採決に加わりません。

原案可決

【討論】

反対 能登

1. 必要経費に諸経費等700万円以上も上乗せし委託する、そのメリットを感じる提案内容ではない。

2. 地域内で循環できるお金を、わざわざ村外へ流すデメリットのほうが大きい。

3. 職員の処遇悪化について懸念される。

以上の理由により反対です。

賛成 発言議員はいませんでした。

賛成 発言議員はいませんでした。

予算特別委員会報告

付託を受けた次の4件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・一般会計補正予算(第9号)

・地域公共交通バス車両購入契約の締結について

・赤井川村構造改善センター(赤井川村保養センター)の指定管理者の指定について

・赤井川村デイサービスセンターの指定管理者の指定について

補正予算の主な内容

【歳入】

・新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金等(増額)

579万4千円

【歳出】

・新型コロナウイルスワクチン接種事業(増額)

579万4千円

令和3年第4回臨時会が11月29日に開催されました。審議内容を要約してお知らせいたします。

令和3年第4回臨時会が11月29日に開催されました。審議内容を要約してお知らせいたします。

【審議結果】

○条例案

・特別職の職員で常勤のもの

の給与の支給の特例に関する条例案について

全員賛成で原案可決

・教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例案について

全員賛成で原案可決

・議会の議員の期末手当の支給の特例に関する条例案について

全員賛成で原案可決

定例会報告

令和3年第4回定例会が12月16日から17日まで開催されました。

審議内容、一般質問を要約してお知らせいたします。

【村長行政報告】

○ふるさと納税の状況について

○令和3年9月1日以降工事等発注状況について

決算特別委員会報告

付託を受けた次の6件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【審議結果】

○認定案

・令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和2年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

・令和2年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

全員賛成で原案認定

○条例案

・赤井川村新型コロナウイルス

ルス感染症対策利子補給
基金条例案について

全員賛成で原案可決

○その他

・落合ダム親水広場の指定
管理者の指定について

全員賛成で原案可決

○同意案

・監査委員
字赤井川

大西 敏典さん
68歳（再任）

（任期 令和4年3月10日）
令和8年3月9日）

全員賛成で原案同意

○補正予算案

（以下1本専決処分）

・一般会計補正予算（第10号）

賛成 連、曾根、辻、川人、
湯澤、山口 6人

反対 能登 1人

※議長は採決に加わりません
原案承認

【討論】
反対 能登

原油高騰支援助成金について、国の制度に根拠を
求めるのであれば、内容
の精査が必要です。年収
要件を給与収入、事業収
入とも一律の金額とする
のは不適切であるため反
対します。

賛成 発言議員はいません

でした。

・一般会計補正予算（第11号）

全員賛成で原案可決

・国民健康保険特別会計補
正予算（第1号）

全員賛成で原案可決

・介護保険サービス事業特
別会計補正予算（第2号）

全員賛成で原案可決

・簡易水道事業特別会計補
正予算（第2号）

全員賛成で原案可決

・下水道事業特別会計補正
予算（第1号）

全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・子育て世帯臨時特別給付
金給付事業費補助金等
（新規）
871万6千円

【歳出】

・原油高騰対策支援助成
金（新規）
1,320万円

・子育て世帯臨時特別給付
金（新規）
871万6千円

・農業共済収入保険加入助
成金（新規）
250万円

・村営住宅整備工事費（増
額）
298万3千円

・水道施設原材料費（増額）
378万2千円

予算特別委員会報告

付託を受けた次の5件に
ついて審査の結果、原案の
とおり可決しました。

・一般会計補正予算（第11号）

・国民健康保険特別会計補
正予算（第1号）

・介護保険サービス事業特
別会計補正予算（第2号）

・簡易水道事業特別会計補
正予算（第2号）

・下水道事業特別会計補正
予算（第1号）

○意見書

意見書が1件提出され、
全員賛成にて可決の上、

議長名により国会及び関
係省庁等に提出しました。

・地球温暖化、海水温上昇
に伴う水産漁業被害の解
明と支援策を求める意見
書

提出者 湯澤 幸敏

賛成者 山口 芳之

一般質問と答弁

議会だよりの一般質問は、
議員自ら要約して掲載して
おります。

また、過去の一般質問と
答弁の全文は、村のホーム
ページの会議録の中に掲載
しております。

◆能登 ゆう 議員◆

質問【新型コロナウイルス自宅療
養者支援について】

村としての自宅療養者
支援について、9月定例
会での答弁に疑問が持た
れます。

・「独自支援は市が保健
所を持つている場合に
限られる」

・「現状のシステムにお
いて、村は個別対策が
取れない」

・「村として子どもや要
介護者の受入等の療養
対応はできる仕組みで
はない」

以上3点について、村の
認識は報道等で伝えられ
る状況とかなり相違があ
ると考えます。ご説明く
ださい。



オミクロン株感染拡大、第6波への備えが叫
ばれる中、改めてお考え
を伺います。感染が落ち
着いている今のうちに体

制を整え、少しでも住民
の安心に繋がるよう努め
るべきではないでしょう
か。現行の保健所の対応
は必ずしも充分とは言え
ず、万が一感染が拡大し、
ひっ迫した場合には尚更
だと思います。日々の健
康観察、食料品や生活必
需品等の調達代行、配食
サービス、家庭ごみの戸
別収集など、大きな予算
を必要とせずとも、基礎
自治体ならではのきめ細
かな支援が可能な分野で
す。もちろん本人の同意
を大前提として、役場担
当課、地域包括支援セン
ター、社会福祉協議会、
診療所等が連携して、支
援に当たれないものでし
ょうか。

答弁 馬場村長

9月定例会での答弁につ
いて疑問を抱かれています
のご質問ですが、原則とし
て今現在も濃厚接触者や新
型コロナウイルス陽性者
に係る個人情報情報は町村には
共有されておらず、後志総
合振興局管内では俱知安保
健所長の権限と判断により、
全て保健所が対応していま
す。

ただし、保健所からの協
力要請があった場合など特
殊な状況においては、都度

対応を協議するといった状況は、現在も変わっておりません。(現在まで村に協議された案件はありません。)



また、「本人の同意を前提に、保健所から自治体に支援を要請する方式」については、先日、今後の感染拡大に備えて、保健所と町村との連携内容についての協議が始まっております。

その際に、保健所が求める町村の対応として『陽性者の自宅療養者』に対する計測器具の配布(パルスオキシメータや体温計)に限る。』

『健康観察が困難な濃厚接触者』に対する健康観察があげられており、現在詳細について内部検討を行っているところとです。

保健所の方針としては、陽性者への具体的な対応は全て保健所が行うものとして、従来と変わっており、町村に協力要請する場合の

支援対象についても、必要性については保健所が判断することとなっています。

関係団体との連携につきましましては、コロナウイルス感染症対策においては、個人情報管理の徹底が重要であり、情報の拡散が差別や偏見、孤立を生む事例も報告されているなどから、陽性者等に関する情報の共有者は必要最低限に止めるべきであることを保健所とも確認しており、その観点からも、現状で村内他事業所との連携する取り組みは適切ではないと判断しています。

◆連 茂 議員◆

質問【スポーツ少年団の活動について】

1. 教職員の関わり方

教員の過重労働が見直され、働き方改革が進み、放課後の活動や中学生の部活動の形態や質が見直された。その分、少年団との繋がりが薄くなり、活動は練習時間を制限するか、保護者の負担を増やすかのどちらかを選択する事を余儀なくされた。現在、保護者が中心になって活動するクロスカントリースキー少年団をどのように見て

2. 組織の在り方について

クロスカントリースキー少年団という名称で呼んでいるが実際には任意の団体。日本スポーツ協会は「スポーツを通して青少年のころとからだを育てる組織を地域社会に…」と言うスローガンを掲げる。

指導者の育成や発掘もそうだが、安全性、食事指導、他団体との連携など活動は多く、それらが、指導者同士の連携、生徒と指導者の信頼、そして親との円滑な運営がなされるものではないだろうか？過去の活躍を鑑み、持続可能な団体としての見直しが必要な時期にきていると思うがいかがだろうか？

3. 持続可能なスポーツ少年団の創設について

日本スポーツ協会は、中学生以上は単一型、小学生には複合種目型が理想だと示し、トレーニング、休息、栄養の三要素を兼ね、走る、飛ぶ、投げる、蹴るなどの基本動作を学ぶ活動を求めている。村の

独自の教育行政として一歩踏み出して考える必要があるのではないだろうか？学校統合を見据える前に協働で地域の子ども達を育てるという観点からも着手して欲しい。持続可能なスポーツ組織があれば赤井川村の魅力となり「赤井川村で子育てがしたい」と思える原動力になるのではないだろうか？



4. 改善

小中学生のスポーツだからこそスマートで誰もが親しめる環境の整備が必要ではないだろうか？クロスカントリースキー少年団を始め、様々なスポーツ活動で抱えている問題点をしっかりと拾い上げ、抱えている問題を可視化し、将来、赤井川村を担ってくれる青少年の発達の為、スポーツ

活動の改善を検討いただきたいが教育長の率直な考えをお伺いしたい。

答弁 根井教育長

△1点目について▽

教職員の関わり方への質問ですが、公立学校職員の職務内容の本務に少年団指導はなく、教職員がスポーツ少年団の指導に関わることは、地域の人材として依頼されて関わっているものであつて、他の少年団指導者と同様、ボランティアで行っているものであります。したがって教職員個人と少年団やその父母会等との信頼関係の上に成り立っているものです。

△2点目について▽

少年団組織の在り方については、本村では、平成9年に、日本スポーツ少年団認定養成講習会を開催して各少年団に加盟参加を呼び掛けたところです。

各団体では、それまでも各々独立して活動を行ってきており、登録のための多くの条件が必要となることもあり、1団体のみが登録し、現在その団体が赤井川村スポーツ少年団本部を担っている状況です。

組織化については、前任教育長時代から、必要性が

ある場合、また、今後必要性が出た場合に申し出をいただくよう各団体に声をかけているところでありますが、声は出ていない状況であり、各団体の組織化のニーズは現在ないものと考えています。



△3点目、4点目について▽
1点目、2点目の質問に対する前提ともなっているものですが、スポーツ少年団は、社会教育法に「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と定義された社会教育関係団体の一つで、「子どもたちが自主的にメンバーとして参加し、自由時間に、地域社会で、スポーツを中心としたグループ活動を行う団体」であり、その目的は「団員が活動を通じて遊びや楽しさを体験し、仲間との連帯や友情、協調性や創造性などを育み、良き社会人として成長する」こと

を期待しているものであります。

したがって、学校や行政がその活動を決めてリードすることは、社会教育、スポーツ少年団の主旨やあるべき姿とは離れるものであり、かつ、特定の少年団に限定した支援は、公的な機関としての教育委員会として行うべきものではないと考えています。

スポーツ基本法では、その基本理念に、「スポーツは、(中略)自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない」とありますが、各団体の自主性を尊重しながら、その活動を応援するというのが社会教育行政推進の基本方針であります。

◆湯澤 幸敏 議員◆

質問「みやこ公園パークゴルフ場の整備について」

今年度、パークゴルフ場内に新たにトイレを設置するなど利用者のための整備やレクリエーションとして、あるいは健康づくりとしての利用者への整備は、十分なされているものと思われま

その一方で、少しでも打数少なくカップインすることを目指し、練習に励む競技者に向けての整備はいかがなものか？
残念ながら不十分と言わざるを得ません。



特に、グリーン上のカップ周辺の凸凹によって真つ直ぐ打つたものが予想しない方向に変わり、カップインまでに一打多く打たざるを得ない状況のホールが多々見られます。

これでは競技の面白さ、楽しさといったものが損なわれ、競技として考えている村内・村外の愛好者の来場にも影響を与え、競技者目線での整備に欠けているのではないかと、そんな声も聞かれます。

そこで、より良いパークゴルフ場を目指すために、役場担当者・管理委託会社・村パークゴルフ協会役員の三者による意

見交換会を開催し、それぞれの立場での整備・修理について話し合う機会を役場主導で設けることを提案いたします。

以上踏まえて「みやこ公園パークゴルフ場の整備について」あらためて村長の考えをお聞かせください。

答弁 馬場村長

みやこ公園パークゴルフ場の整備についてお答えします。

コースの維持管理や周辺整備は毎年、地元事業者に管理を委託し、別途、補修・改良が必要な部分は予算化を図り、利用者の声も反映しつつ維持に努めております。

先程三者による意見交換会を行うてはどうかというご提案ですが、三者が連携を密にして、打合せすることとは適正な管理や利用の適正化を図るうえで参考となるご提案なので、次年度受託事業者決定後に向けて検討させていただきます。

現在、コース全体の抜本的な改修は予定しておりませんが、芝の播種も毎年実施しており、今後においても予算の範囲内でプレー環境の改善・向上を図り、村内外の利用者に少しでも喜

んで頂けるよう取り組んで参ります。

◆本会議などの傍聴は、どなたでもできます。手続きは、当日受付簿に氏名を記入するだけと簡単ですので、お気軽にお越し下さい。また、議会だよりへのご意見・ご感想もお待ちしております。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
(議会運営委員会)

吹雪の視界情報

国立研究開発法人寒地土木研究所より、冬の運転に役立つ「吹雪の視界状況」に関する情報提供が開始されていきます。

北海道内のエリアごとの現況と24時間後までの予測状況を知ることができます。より詳細な道路情報として、サポーター(ポランテア)から寄せられた道路の状況を「吹雪の投稿情報」として発信されています。

■アクセス方法

○PC版

<http://northern-road.jp/navi/touge/fubukihun>

○スマートフォン版

<http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubukihun>

トピックス

弱点克服学習会

2021.12.27～29 健康支援センター

12月27日(月)～29日(水)の3日間、小学生を対象とした弱点克服学習会を行い、29名の児童が参加してくれました。児童たちは冬休みにもかかわらず、1日約2時間、配布されたドリルや冬休みの宿題に集中して取り組んでくれました。とても素晴らしい姿でした。

ぜひ、みなさんにはこの学習会だけでなく、家でも継続して勉強に取り組んでもらいたいと思います。小学生のうちに身に着けた勉強習慣は一生ものです。中学生や高校生になり、大きな受験を目の前にした時、今の皆さんの頑張りが必ず役に立ちます。将来なりたい自分の姿に近づけるようにこれからも頑張ってください。

お忙しい中講師をしてくださった皆様のおかげで充実した学習会を開催することができました。本当にありがとうございました。

来年度の夏休みにも開催する予定ですので、多くの参加をお待ちしております。



地域おこし協力隊員着任

2022.1.6 赤井川村役場

令和4年1月1日付けで、ふるさと納税と地域情報発信を担当する地域おこし協力隊員が着任しましたので紹介いたします。

〈自己紹介〉

初めまして。この度、赤井川村地域おこし協力隊員として1月に着任しました高山綾子(たかやま あやこ)と申します。

旭川から参りました。同じ北海道の地ではありますが、地元より更に自然を身近に感じることができ、村の落ち着いた雰囲気をととても気に入っています。

赤井川村に来てまだ日が浅いので、これからもっと村の魅力を見つけてたくさん経験して得た知識を発信していきたいです

どうぞ宜しくお願い致します。



令和4年赤井川村成人式

2022.1.9 生活改善センター

1月9日(日)、生活改善センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、時間短縮や規模縮小などの対策を講じて、令和4年赤井川村成人式を挙行了しました。

今年出席された成人者は7名でした。新成人を代表して工藤大空さんが力強く新成人の決意を述べました。式典終了後には皆で記念撮影を行いました。久しぶりに再会する友人同士で写真を撮っている姿が多く見られました。

記念撮影終了後には、小学校の頃に作ったタイムカプセルを開いて当時の思い出を振り返りました。

出席された新成人の皆さんが目標に向かって羽ばたいてくれることを願っています。出席していただいた新成人の皆さん、おめでとうございます。



の ら む 簿 件 事

赤井川消防団 表彰受賞者

この度、北海道及び各関係機関より赤井川消防団の団員・元団員の方が表彰されましたので左記のとおりご紹介いたします。

■北海道知事表彰

◆勤続表彰（勤労章）

部長 長井 伸行

班長 小松 達也

班長 内村 勝俊

班長 安本 大

■北後志消防組合管理者表彰

◆勤続表彰（20年）

班長 安本 大

班長 山口 拓也

◆勤続表彰（10年）

団員 長谷川 敬一

団員 佐藤 新一

■北海道消防協会会長表彰

◆功績章

分団長 山口 芳之

◆永年勤続表彰（20年）

班長 安本 大

班長 山口 拓也

◆永年勤続表彰（10年）

団員 長谷川 敬一

団員 佐藤 新一

■北海道消防協会後志地方支部長表彰

◆退職者表彰

元副団長 川人 正明

元分団長 竹下 末雄

元分団長 内村 登

※敬称略

余市警察署だより



違法・迷惑駐車防止

違法・迷惑駐車は、

○道路を狭くして通行の妨害

○見通しが悪くなり、歩行者事故などの原因

○緊急車両の活動の妨げ

○除雪作業の障害

になります。

違法・迷惑駐車は、見通しが悪くなり事故の危険が高まるほか、消防や救急活動を妨げ、冬の除雪の妨げとなり歩行者や車の通行の障害となるのでやめましょう。

『道路を車の保管場所として使用すること』も保管場所法という法律違反となります。

この法律には、道路上に長時間駐車（12時間以上の駐車、夜間にあっては8時間以上の駐車）をしてはならないことなどが定められており、長時間駐車違反は、罰金20万円以下、違反点数2点という重い罰則が科せられています。

冬道の交通事故防止

冬道の運転は

○時間に余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転

○時間を余裕を持った運転



を心がける

○スピードダウン

○急発進、急ブレーキ、急ハンドルなどの「急」のつく運転はしない

○雪山などで見通しが悪くなるのでいつも以上に安全確認をする

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

○悪天候時は長時間の立ち往生の可能性があるので不要な外出を控える

運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染

防止対策のため、受講制限

を行っていますので受講を

希望される方は、事前に予

約を行ってください。

◆優良運転者講習（30分）

2月9日（水）午後3時30分

2月24日（木）午後3時30分

◆一般運転者講習（1時間）

2月15日（火）午後1時

◆違反運転者講習（2時間）

2月9日（水）午後1時

2月24日（木）午後1時

◆初回講習（2時間）

2月15日（火）午後2時30分

※会場は全て余市町中央公

民館です。

※該当する講習をご確認の

上、警察署等で更新手続

き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5

年間違反なし、「一般運

転者」は過去5年間で軽

微な違反が1回のみ、「初

回講習」は運転免許を取

得して5年未満、それ以

外は「違反運転者等」講

習を受講することとなり

ます。

余市警察署赤井川在所
北後志消防組合赤井川支署
Tel 34-6110
Tel 34-6033

健康支援センターだより

次第に日が長くなってきましたね。雪はまだ積もりそうですが、少しずつ春も近づいている気がします。冬の澄んだ空気も良いですが、あたたかい日が増え草木が色づくのも待ち遠しいものです。

4月がん検診のお知らせ

● 昨年度に引き続き、4月の土曜日にがん検診を実施いたします。詳細につきましては、後日ご案内いたしますのでご確認ください。

■日程

4月9日（土）

■検診項目

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん

■場所

健康支援センター

■対象

赤井川村に住民票がある20歳以上の方

■お問い合わせ

保健福祉課保健福祉係
TEL 35-2050

運動教室開催日残りわずかです！

● 毎週火曜日、健康支援センターで運動教室を開催しています。イスに座りながらストレッチ、ヨガ、筋トレ、脳トレを専門スタッフとともに実施していきます。一見軽い運動のようですが10分もやると体全身あたたまってきます。冬の運動不足を一緒に楽しく解消しませんか？



● 今年の開催日数は残りわずかです。予約は不要です。ので、ぜひお問い合わせしてお越しください。

■日程

2月1日、8日、15日

（各火曜日）

■時間

午後1時30分～午後3時

■場所

健康支援センター

■お問い合わせ

保健福祉課保健福祉係
TEL 35-2050

成人風疹抗体検査を受けましょう

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は、風疹の定期予防接種の対象者として追加されました（平成31年2月予防接種法施行令改正）。

まずは、ご自身が風疹の抗体を持っているかどうかの検査が必要です。

令和4年2月28日までの間に限り対象者の方へは、無料で検査と予防接種が受けられるクーポン券を発行しており、全国の医療機関で受検いただけます。（職場の健診で受検可能かについては勤務先にご確認ください。）令和2年度に発行したクーポン券の有効期限は令和3年3月31日と記載していますが、有効期限が延長され令和4年2月28日まで使用可能です。

紛失された方は再発行が可能です。また、他市町村から転入された方はお持ちのクーポン券は使用できません。改めて発行しますので、下記までご連絡ください。

お問い合わせ：健康支援センター内 保健福祉課保健福祉係 TEL 35-2050



◆◇赤井川村SOSネットワーク◇◆◇

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110



【赤井川村第2期健康づくり計画】



みんなの目標

シリーズで赤井川村第2期健康づくり計画の目標に連動する保健活動をご紹介します。

赤井川村には『何もない』のではなく、昔からあるもの・新しくできたものなどいろいろな資源があります。周囲に興味を持って、何を資源として活用するのかが大切なのかもしれませんね。

＜大目標＞

1. 体が元気
2. 毎日の生活を心から楽しむ
3. ところが元気
4. ふれあいを大切にする
5. 家族での役割をはたす

6. 社会資源を活用する

7. 地域での役割をはたす

8. いつまでもおいしく食べられる

＜小目標＞

1. 広報を活用している
2. 防災無線を活用している
3. ホームページを活用している

1. 地域の活動に参加している
2. 地域組織などの活動に協力している
3. 地域で困っている人がいたら助ける
4. 近所の子をかわいがったり愛情を持って叱ったりしている

☆《社会資源を活用する》《地域での役割をはたす》に連動する、赤井川村保健福祉推進会議構成団体の保健活動☆

こっこクラブ

- ・親子での行事

民生委員協議会

- ・学校訪問・住民訪問活動

保育所父母

- ・懇談会・交流会・運動会

食生活改善推進委員会

- ・一人暮らし、お年寄り世帯の給食サービス
- ・親と子の食育教室
- ・男の料理教室
- ・悠楽学園大学との試食会並びに交流会
- ・ふれあい健康まつり
- ・ひな祭り交流会

保健推進員協議会

- ・地域サロンたんぼぼ
- ・地区別健康づくり
- ・ひな祭り協力
- ・ふれあい健康まつり歩こう会

新おたる農業協同組合赤井川女性部

- ・味噌づくり・味覚まつり・文化祭
- ・花だんづくり

地域包括支援センター

- ・元気はつらつ教室
- ・おしゃべりサロン・家庭訪問
- ・地域サロンたんぼぼとの交流
- ・認知症カフェ・家族介護教室
- ・ふれあい健康まつり
- ・認知症サポーター養成講座

社会福祉協議会

- ・配食サービス・買い物ツアー
- ・電話サービス・すこやか健康塾
- ・車椅子歩行器等の無料貸し出し事業
- ・ひな祭り交流会・手話講習会
- ・ふれあい健康まつり・書道教室
- ・生活支援体制整備事業
- ・居宅介護支援事業・子育て支援事業

教育委員会スポーツ推進委員会

- ・歩こう会・軽スポーツのつどい
- ・ソフトボール大会
- ・ソフトバレーボール大会
- ・チャレンジスキー教室

NPO 法人しりべし圏域総合支援センター

- ・生活困窮者自立支援巡回相談

介護保険課

- ・認定調査等・要介護認定者等に係る障がい者控除対象者認定書交付要綱・介護予防
- ・生活支援サービス事業・シルバーハウジング生活援助事業・地域ケア推進会議・個別会議
- ・低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度実施要綱
- ・介護サービス利用者負担軽減事業補助金・成年後見申し立て
- ・市民後見人等の養成及びサポート体制構築等業務・小樽・北後志成年後見センター負担金
- ・成年後見制度利用支援事業報酬助成金・SOSネットワーク

保健福祉課

成人・高齢者

- ・住民健診・健診結果説明会・特定健診未受診者対策・特定保健指導・がん検診
- ・障がい者支援・健康相談・健康教育

母子

- ・乳児健診・乳児相談・1歳半、3歳児健診・新生児訪問・妊婦健康診査・虐待予防
- ・ひよこの会・予防接種・障がい児支援・歯の健康教育・歯科健診・フッ素塗布

他

- ・運動教室・悠楽学園大学・地区組織活動

お知らせ 伝言板

確定申告・村道民税 申告の受付

確定申告・村道民税申告の受付を次の日程で行います。この申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料などの計算の基礎資料となりますので、忘れずに行ってください。

申告がない場合には、軽減などの措置を受けられないことがあります。

■確定申告が必要な方

- ① 給与収入がある方
- ② 給与収入で所得税が差し引かれていないが、年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年の途中の退職者など）
- ③ 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除を受ける方
- ④ 給与所得者で給与所得以外に20万円を超える所得がある方
- ⑤ 年間給与収入が2千万円を超える方
- ⑥ 2か所以上の会社から給与を受けた方
- ⑦ 寄付をした方
- ⑧ 定められた団体に2千円を超える寄付をして、寄付金控除を受ける方
- ⑨ ふるさと納税をし、ワン

ストップ特例制度を利用していない方

- ③ 公的年金収入のある方
- ④ 公的年金収入の合計が400万円を超える方
- ⑤ 公的年金収入が400万円以下で、それ以外に20万円超の所得がある方
- ⑥ 所得税の還付を受ける方
- ⑦ 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方

■住民税申告が必要な方

- ① 赤井川村役場の受付にて確定申告を行った方（確定申告の情報をういて行います）
- ② 確定申告を行う必要はない所得だが、給与所得や年金所得ではない方（給与情報、事業所得者から、年金所得は年金局から赤井川村に通知されます）や、各種控除がある方

■申告に必要なもの

【共通】

- ① マイナンバーカード※カードを取得していない方は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
- ② 申告者名義の預貯金の口座番号
- ※還付申告者のみ
- ③ 控除に関する書類
- ④ 前年中に支払った生命保険料、地震保険料等の各種控除明細書
- ⑤ 前年中に支払った国保税

やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの領収書、口座振替通知書、領収書

○ 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

④ 前年中（令和3年1月～令和3年12月）の収入金額を証明できる書類

○ 源泉徴収票

○ 一時所得、譲渡所得や不動産所得がある場合はその内容がわかる書類

○ 事業所得を申告される方は、諸帳簿、各種伝票等収入と経費が分かる書類

【医療費控除を受ける方】

【共通】の①～④のほか、に次の書類を用意してください。

● 各保健機関が発行する医療費通知書及び領収書

● 医療費控除の明細書（任意の様式でも可）

※ 個人ごと、かつ医療機関ごとに記載してください。

● 医療機関への交通費、公共交通機関分（バス、JR、地下鉄など）については、医療費の明細書に合計金額を記入してください（領収書不要です）。

※ タクシーはやむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。また、自家用車については、交通費として計上することはできません。

はできません。

■日程及び会場

日 程	時 間	地 区	会 場
令和4年3月3日（木）	午前9時～午後1時	都・曲川	都住民センター
令和4年3月4日（金）	午前9時～午後1時	落合・常盤	山村活性化支援センター
令和4年3月7日（月）	午前9時～午後4時	共栄・富田・母沢	赤井川村役場第3会議室
令和4年3月8日（火）	午前9時～午後4時	日ノ出・中央	赤井川村役場第3会議室
令和4年3月9日（水）	午前9時～午後4時	池田・旭丘	赤井川村役場第3会議室
令和4年3月10日（木）	午前9時～午後4時	一町内	赤井川村役場第3会議室
令和4年3月11日（金）	午前9時～午後4時	二町内	赤井川村役場第3会議室
令和4年3月14日（月）	午前9時～午後4時	全村	赤井川村役場第3会議室

※土曜日、日曜日は受付できません。また、混雑状況によりお待ちいただく場合もございますので、時間に余裕をもってお越しください。

後志トンネル（北上沢）

北海道新幹線、後志トンネル（北上沢）工区は令和4年1月15日に所定の4,600mのトンネル本坑掘

今後は、トンネル底面部分の掘削と仕上げのコンクリート巻き立て工事等に1年程度かかる見込みです。

併行して進めています。二ツ森トンネル（明治）工区については、令和4年度第1四半期（4月～6月）に

掘削を開始する見込みとな
っており、現在、準備工事
を進めています。

（独立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構 偕知安鐵道建設所）

第5回目となる地域公共交通活性化協議会を12月28日に開催しました。



協議会では、1月号広報にて概要をお知らせしておりますが、地域公共交通実証運行の結果や民間事業者が観光庁の補助事業を活用して実施している「キロ口・小樽線」等の実証運行の状況、新たな地域公共交

農業委員会総会 第19回

令和4年4月からは、村と余市町を結ぶ新たな公共交通がはじまります。運行ダイヤ等が決まりましたら広報にてお知らせいたします。

通の施策や目標を定める地域公共交通計画の骨子について意見交換が行われました。

◆開催月日／12月28日

◆賃貸借契約等の解除について

◆賃貸借契約等の解除について

◆農用地利用集積計画の決定について

◆農地法第3条の規定による許可申請について

◆農地等の相続税・贈与税

納税猶予制度をご存じですか

○農地等の相続税納税猶予制度

世代を超えた農業経営の
継続と農地利用のための

特例制度です。
農業相続人（農業後継者）

が、農業を営んでいた被相続人または、特定貸付けを行っていた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合、または相続して農地等で特定貸付けを行う場合には、農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、一定の要件のもとに納税猶予期限までその納税を猶予され、原則として一定の要件に達したときには免除される制度です。

※特定貸付け

農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業経営基盤強化促進法により貸し付けた場合、納税猶予制度の対象となるその貸付けをいいます。

※農業投資額

農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるところの場合に通常成立すると認められる価額として国税局長が決定した価額をいいます。

○農地等の贈

生前一括贈与により贈与

税の納税を猶予する特例です。

農業を経営する人が、その有する農地の全部並び

に採草放牧地および準農地の一定割合（３分の２以上）を、その農業を引き継ぐ推定相続人の１人に贈与した場合には、その推定相続人について課税される贈与税は、贈与者または受贈者のいずれかが死亡する日まで、その納税が猶予され、かつ、一定の要件のもと免除される制度です。

詳しい内容や手続きなどは農業委員会事務局にお問い合わせください。

◆農地情報の提供のお願い
皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◆受付件数 売買希望 7件
買受希望 2件
(令和4年1月15日現在)

年金だより

国民年金保険料の納付は口座振替をご利用ください！

国民年金保険料は納付書で納付する方法の他に、安心・便利な「口座振替」があります。
内容については以下のようになっていますので、「忙しくて納付する時間がない」「うっかり納付を忘れてしまった」など、未納にならないためにも是非「口座振替」をご利用ください。

①口座振替とは

- 当月保険料を翌月末に口座から自動的に振り替えて納付します。
- 手続きは金融機関の窓口または年金事務所にお申込みいただくだけです。
（「年金手帳や納付書」「預貯金口座の通帳」「金融機関届出印」をお持ちください）※2・3

②さらに、「前納」「早割」による割引があります

前納について

- 一定期間をまとめて振替納付していただくことにより、割引がされる制度です。
- 期間は2年分（4月～翌々年3月分）、1年分（4月～翌年3月分）、6ヶ月分（4月～9月、10月～翌年3月分）が選べます。

	1ヶ月分ずつ支払うと…	前納をご利用になると… ※4	割引額 これだけお得です
2年前納の場合 ※5	398,400円 (16,610×12ヶ月+16,590×12ヶ月)	382,550円	15,850円
1年前納の場合 ※5	199,320円 (16,610×12ヶ月)	195,140円	4,180円
6ヶ月前納の場合 ※5	99,660円 (16,610×6ヶ月)	98,530円	1,130円

早割について

- 当月保険料を当月末に振替納入することにより毎月「50円」割引となります。
- 前納と違い、まとまった保険料を納付する必要がありません。

	1ヶ月分ずつ支払うと…	前納をご利用になると… ※4	割引額 これだけお得です
当月振替の場合 ※1	16,610円	16,560円	50円

- ※1 保険料額は令和3年度の金額です。（2年前納のみ令和4年度予定保険料額を使用しています。）
 ※2 お申込み日によって、口座振替の開始月が異なりますので、詳細については最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
 ※3 お申込期間中に国民年金の資格を喪失し、再度、資格を取得された場合等には継続されませんので、再度お申し込みください。
 ※4 残高不足で引き落としができなかった場合は、割引が受けられませんのでご注意ください。
 ※5 初めて2年前納または、1年前納、6ヶ月前納を申込された場合、前納振替日（毎月4月末振替分）に前月分（3月分）と合わせて振替させていただくため、口座残高にご注意ください。

■詳しくは小樽年金事務所（電話0134-65-5003）までお問い合わせください。

申請方法、申請必要な書類等の詳細については、次の担当までお問い合わせ、もしくは12月30日の回覧文書をご覧ください。

■お問い合わせ・申請先
産業課 産業係
Tel 34-6211

※郵送の場合は3月31日の消印有効

■申請受付期間
3月31日（木）

○法人 10万円
○個人事業主 5万円

■交付金額
令和3年4月から令和3年10月までが対象となります。

赤井川村内に事業所を有する法人又は個人事業者で、比が25%以上減少した月があることが条件です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国等が行った時短等の要請に伴い、国等の協力金の対象となつていない飲食店等との直接・間接取引がある場合、または不要不急の外出・往来自粛による影響を受けた事業者の方で交付対象期間において前年または前々年同期比が25%以上減少した月があることが条件です。

第2期事業継続持続化支援事業支援金申請受付

さくらます船釣り ライセンス制の実施

後志管内さくらます船釣りライセンス制はさくらます資源の保護と適切な漁場利用調整を図るため、海区漁業調整委員会の指示に基づき、一定のルールのもとで船釣りをを行う仕組みです。

■実施期間

3月31日(木)～5月15日(日)

■取得対象者

遊漁船業者、プレジャーボート所有者および漁業者で期間中、船舶を使用している釣漁法により「さくらます」を採捕される方

■採捕制限

日の出から日没まで、1人1日10尾以内(漁業者除く)

■申請期間

原則として2月7日(月)※その後も受付自体は可能

さくらます船釣りライセンス制の内容及びライセンス証の取得方法等の詳細については、次までお問い合わせください。

■お問い合わせ

後志管内さくらます船釣りライセンス制実行委員会事務局

Tel 0134-3315133

赤井川村役場のお仕事を紹介します！

最終回の今回は、出納課

教育委員会、議会事務局の紹介です。

出納課や教育委員会は、生活に関係することも多く何かと関わりのある課・部局であると思います。

議会事務局は議会に關係することを所管する部局です。

主な業務内容は次のとおりです。

■出納課

- 現金および財産の記録管理に関すること
- 歳入調定および支出命令の審査に関すること
- 歳計現金、歳入歳出外現金および基金に属する現金の出納、保管および記録管理に関すること
- 支出負担行為の確認に関すること

■教育委員会

【総務係】

- 教育委員会の政策・行政組織および事務制度に関すること
- 文書の受領、発送その他文書の取扱いに関すること

【学校教育係】

- 教職員の服務に関すること
- 教科書その他教材に関すること
- 校舎その他の施設・教具その他の設備に関すること
- 教職員並びに児童・生徒の保健、安全、厚生、福利に関すること
- 学校の環境衛生に関すること
- 学校給食に関すること

【社会教育係】

- 生活改善センター・村体育館の管理・運営に関すること
- 文化財の保護に関すること
- 放課後子ども教室に関すること
- スポーツ推進委員に関すること
- 社会教育委員に関すること

■議会事務局

- 議会運営に関すること
 - その他議会に関すること
- 議会事務局は2階に配置されており、不在時は1階の総務課までお越しください。



出納課・教育委員会の配置は上記のとおりです。出納課は正面玄関から右手側に、教育委員会は正面玄関から左手側の突き当りに配置されています。来庁された際に参考にしてください。
上記の図にはありませんが、議会事務局は2階に配置されています。

シーニックナイト2022～今年も静かにキャンドルを灯しましょう～

本年度も「シーニックバイウェイ北海道（支笏洞爺ニセコルート）」の取組に協賛して、「シーニックナイト2022inあかいがわ」を取り組めます。

今年も昨年に続き依然としてコロナ禍にある厳しい状況を勘案し、イベントやカルデラ太鼓の演奏と点灯式については、中止することとしました。

当日は数多くのキャンドルを灯すことにより、新型コロナウイルス感染症の終息を村民の皆様と一緒に祈願したいと考えております。

つきましては、自宅前や道路に接する自己敷地内でキャンドルを灯すことにご協力いただける方には、キャンドルを提供しますので、是非とも趣旨をご理解の上、ご参加ください。

■開催日
2月12日（土）

■内容
◇シーニックナイト2022
時 間 ①午後5時00分からキャンドルー斉点灯（約3時間）
場 所 赤井川村全地区（国道・道道付近を中心に）
②午後6時00分より花火打ち上げ
都地区

■お問い合わせ
ウインターフェスティバル実行委員会
（窓口）役場産業課産業係 Tel34-6211
赤井川村商工会 Tel34-6755

■各自でキャンドル点灯にご協力頂ける方へ
当日ご協力頂ける方は、キャンドルを20ヶ／戸を無料で提供しますので、2月9日（水）までに事前に役場産業課産業係まで必要個数をご連絡下さい。キャンドルのお渡しは2月1日（火）より役場窓口にて行います。
なお、21ヶ以上希望される方は、自己負担（50円／ヶ）での注文に応じますので、その際もご連絡願います。
※今年度については国道、道道沿線の住民の方には実行委員会よりキャンドルの無償配布を行い、開催当日のキャンドル点灯にお願いに伺いますのでご協力をお願いします。

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2021.12.17	0.066	雪
12.21	0.049	雪
12.24	0.052	雪
12.28	0.047	雪
12.31	0.047	くもり
2022.1.4	0.040	くもり
1.7	0.046	くもり
1.11	0.045	くもり
1.14	0.047	雪

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

◇公表
広報／毎週火・金曜日の午前9時現在データ（前月14日までの結果）を掲載

◇測定時間／10分間隔で常時測定

◇測定場所／北海道設置
合赤井川支署
北後志消防組

◇測定機器／モニタリングポスト（北海道設置）

■測定方法
左記のとおりです。
メータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごせることができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

※H Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

※H Pで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

2月の気象情報

平年と同様にくもりや雪の日が多いでしょう。

◇気温ー高40%・平40%・低20%

◇降水量ー高30%・平40%・低30%

住民のまど

〈12月15日～1月14日届出〉
お誕生おめでとう(出生)

お名前 月・日(二両親) 区会
B H U J E L C R I S T A L ちゃん
B H U J E L C L A R A ちゃん
T H A P A D A Y A さん
(B H U J E L I N D R A B A H A D U R さん
T H A P A D A Y A さん)

お悔やみ申し上げます

お名前 前 年齢 区会
安田 敬子さん 64歳 2町内

村長のうごき

〈12月15日～1月14日〉

15日◇N T T 東日本高度無線化担当課長来庁／字赤井川

16日◇第4回赤井川村議会定例会／字赤井川／17日

21日◇独立行政法人鉄道建設・運輸設備整備支援機構北海道局長来庁／字赤井川

22日◇北後志衛生施設組合議会第1回臨時会並びに北後志消防組合第2回臨時会／余市町

◇森林管理局国有林有志協議会／札幌市

24日◇余市青年会議所理事長来庁／字赤井川

28日◇農林業活性化推進協議会／字赤井川

29日◇北後志衛生施設組合町村長会議／余市町

30日◇御用納め／字赤井川(1月)

6日◇御用始め／字赤井川

◇医療法人社団白樺会理事長来庁／字赤井川

9日◇成人式／字赤井川

12日◇(株)シー・イー・サービスからの企業版ふるさと納税目録受領／字赤井川

13日◇市町村長特別セミナー／千葉県／14日

むらの日誌(12月)

1日◇選挙管理委員会

6日◇標準化システム説明会

9日◇教務検定

◇工事検定

◇水道・下水道検定

13日◇議会運営委員会

16日◇第4回赤井川村議会定例会／17日

20日◇土木工事検定
21日◇教頭会議
◇校長・教頭合同会議
◇赤井川村畑地灌漑用水施設維持管理組合理事会
28日◇第19回農業委員会総会

◇教育委員会

自衛官募集

自衛官候補生(男子・女子)・予備自衛官補(一般・技能)を募集します。

自衛隊札幌地方協力本部小樽事務所では、新型コロナウイルス感染症予防対策を万全にして説明会を随時行っております。

※自衛官候補生及び一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に改正されました。

■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所
小樽市稲穂2-22-4
樽石ビル2F
TEL 0134-2215521

無料法律相談所の開設

■日時

2月16日(水)
午後1時から午後4時

■場所

余市町中央公民館(余市町大町4丁目143番地)
TEL 231-5001

※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡願います。
(TEL 211-2111)

2月7日は北方領土の日

北方領土返還要求署名のお願い

北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた外交交渉の展開を強く要望する道民世論の結集が何より必要です。

皆様からいただいた署名は、国会法第79条の規定による請願書として衆議院及び参議院に提出します。

■1月21日から2月20日は「北方領土の日」特別啓発期間です。

一人ひとりの返還の思いを結集し、北方領土の返還を実現させましょう。

人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	1,038	77	1,115	+13
男	520	46	566	+10
女	518	31	549	+3
世帯数	547	70	623	+17

※令和3年12月31日現在

今月の表紙

今月の表紙は成人式からの1枚です。

成人を迎えられた皆さん、おめでとうございます。

式後に小学生の頃に作ったタイムカプセルを開封し、当時を振り返る…。きっと、新成人の皆さんや保護者の皆さん、先生方にとって懐かしいものがたくさん出てきたのではないのでしょうか。



赤井川村写真館～赤井川の四季～



冬の朝

撮影：総務課企画地域振興係 場所：字池田 撮影日：2022年1月16日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■複数のシリーズで掲載しました「赤井川村役場のお仕事を紹介します！」は今回で最終回です。「役場の仕事ってよくわからない」、「何となく忙しそうだね」という声を耳にし、企画したのですが、皆さまのお役に立ったでしょうか。少しでも、役場の仕事を知ってもらえれば、この企画は成功かな…？と思っています。

まだまだ寒い日も続きますが、雪にも冬の寒さにも負けず元気にお過ごしください！(K)

【発行情報】広報あかいがわ2022年2月号（No.681）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産 国産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful
villages
in japan